

17 支援を必要とする子ども・家庭への総合的な対応 (保健福祉部)

<ねらい>

核家族化等の社会環境の変化が進む中であって、子どもたちが抱える課題は複雑化、深刻化する傾向にあります。このような環境の中で、社会的な支援を必要とする子どもとその家庭に対する総合的・専門的な支援が必要になってきています。

そこで、関係機関との連携の下、子どもの課題や発達の状況に応じた支援体制を構築し、自立を支援していきます。

<めざすがた>

児童虐待の未然防止、早期発見や早期対応のためのしくみが、地域と児童相談所との連携により機能し、支援を必要とするすべての子どもと家庭を社会全体で支える体制が整備されています。また、児童虐待等の問題が複雑・深刻化した子どもと家庭への専門的な支援が適切に行われ、子どもの人権が守られています。さらに、発達障害を伴う知的障害児等の相談体制が整備され、子どもたち一人ひとりの個性や、適性に応じた養育環境、社会的自立を目指すためのサポート体制が推進されています。

<数値目標>

目標① 施設入所等が必要な子どものうち里親家庭やグループホームなどの家庭的な環境のもとで養育されている子どもの率

(単位：%)

実績(2005)	現状(2006)
32.0	38.0

(子ども家庭課調べ)

2007	2008	2009	2010
45.0	50.0	55.0	60.0

目標② 専門支援スタッフが発達障害児者への巡回相談等を行う回数(単年度)

(単位：回)

実績(2005)	現状(2006)

(障害福祉課調べ)

2007	2008	2009	2010
20	30	40	50

※ 巡回相談等は、発達障害支援センターのスタッフが県所管の5つの障害保健福祉圏域で展開するものであり、目標値はその総数となっています。

<取り組む事業>

増加する児童虐待に適切かつ迅速に対応するために、児童相談所の相談体制や児童福祉施設の受け入れ体制の充実強化を図るとともに、市町村や関係機関との連携を強化します。虐待の未然防止・早期発見及び早期対応が適切に行われるよう、市町村の相談援助技術等の向上を図るとともに、児童相談所の専門機能を強化します。また、児童養護施設等への入所ニーズの急増を踏まえ、新設施設の整備を行うとともに、既存施設の改築による家庭的な生活環境に近づけた施設のユニット化や小規模型施設の設置を促進します。さらに、発達障害などへの対応として、重層的な相談支援体制を整備し、障害程度や発達に応じた自立を支援するためのプログラムの検討や拠点の整備、自立援助ホームの増設等を実施します。

	構成事業	取組内容 (実施主体)	現 状 (2006 見込)	年度別計画			
				2007	2008	2009	2010
1	児童虐待への総合的な対応 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、24 時間 365 日の相談支援体制を強化するとともに、虐待を受けた子どもの心のケアなど、児童相談所に求められている専門的機能を強化します。あわせて、児童相談所業務支援システムを構築し、業務の効率化を図ります。 また、市町村との役割分担を踏まえた児童相談所、一時保護所の適正配置について検討を進めます。	市町村職員などを対象にした虐待相談等に係る研修の実施 (県)	—	回 40	回 40	回 40	回 40
		個別ケース検討会議への医師・弁護士など専門家の参加 (県)	回 180	回 190	回 238	回 238	回 286
2	子どもの課題に応じた相談、自立に向けた支援体制の構築 様々な課題を抱える子どもへの相談体制を整備するとともに、障害程度や発達に応じた自立を支援するためのプログラムの検討や拠点の整備、自立援助ホームの増設を実施します。 さらに、民間の児童養護施設においても医療的なケアを要する子どもの受け入れを行うため、治療的養育を行うための専門職員を配置します。	教育現場において、支援を必要とする子どもへ早期対応を図るための教育相談コーディネーター*の指名と養成 (県)	(小・中学校) —	全校1名 ずつ教員 をコーデ イネー ターに 指名	コーデ イネ ット実 施	コーデ イネ ット実 施	コーデ イネ ット実 施
		(再掲)	467 人 養成	150 人 養成	150 人 養成	150 人 養成	150 人 養成
		(県立高校)	—	全校1名 ずつ教員 をコーデ イネー ターに 指名	コーデ イネ ット実 施	コーデ イネ ット実 施	コーデ イネ ット実 施
		113 人 養成	39 人 養成	90 人 養成	90 人 養成	90 人 養成	
		—	検討会 設置	開発	モデル 実施	導入	
		—	検討	基本 設計	実施 設計	着工	
自立援助ホームの設置 (県、民間)	箇所 1 (1)	— (1)	箇所 1 (2)	— (2)	箇所 1 (3)		
3	児童養護施設等の拡充整備 児童養護施設等への入所ニーズの急増を踏まえ、新設施設の整備を行うとともに、既存施設の改築による家庭的なユニット型施設への転換や小規模型施設の設置を促進します。さらに、里親 ^注 委託推進を図るため、新規里親の開拓に取り組みます。	児童養護施設の整備 (県、民間)	—	箇所 1 (16)	— (16)	箇所 1 (17)	
		・ 新設児童養護施設の整備 (累計は児童養護施設の総数) ・ 15 の既存児童養護施設のユニット化整備	(15) 2 箇所 (6)	(15) 2 箇所 (8)	(16) 1 箇所 (9)	(16) — (9)	(17) 1 箇所 (10)
		地域小規模児童養護施設の設置 (県、民間)	箇所 1 (3)	箇所 1 (4)	箇所 1 (5)	箇所 1 (6)	箇所 1 (7)
		新規里親の開拓 (県)	人 18	人 15	人 15	人 20	人 20

注 さまざまな事情により家庭で生活できなくなった子どもに自らの家庭を提供し、親に代わって養育する家庭。